

議題（１）② 資料

予防接種 3 ワクチン（子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌）

接種者への自己負担の徴収について（諮問要旨）

国（厚生労働省の厚生科学審議会予防接種部会）では、予防接種制度の見直しに向けた第2次提言を取りまとめた。（H24.5.23）



第2次提言では、これまで、任意接種の位置付けで行っている子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の3ワクチンを、平成25年度から定期予防接種に加え、その後、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人用肺炎球菌の4ワクチンについても定期予防接種化（資料1のとおり）するというものがあります。



流山市では、現在、国の平成24年度までの3年間の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を受け、児童生徒及び乳幼児の疾病予防を図るため、任意接種である予防接種の3ワクチンの接種費用の9割を公費負担（国と市でそれぞれ2分の1）、及び残りの1割も市で負担し、無料での接種を行っています。（資料2のとおり）

当該緊急促進事業による助成は、平成24年度までを持って終了予定となっているが、定期予防接種の財源を流山市が負担することは、昨今の厳しい財政状況を鑑みた場合、極めて困難であります。

そこで、流山市では、国や県に対して、国の責任において必要な財源を確保、負担していただきたく、特段の措置を講じてくれますよう強く要望しているところであります。

しかし、その要望が通らずに当該緊急促進事業による助成が終了した場合を想定して、そのときに必要な対応が迅速に取れるよう貴審議会に対して、予防接種法第24条にある予防接種を受けた者又は保護者から政令で定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

また、実費とは、予防接種法施行令（政令）第33条で薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。

これらの根拠法に基づき、貴審議会の意見を求めたく諮問するものであります。